（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第百十条の五十六　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第百十条の三十六第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第百十条の五十八第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第百十条の五十四に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

［二・三　略］

2　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第五条の七の規定並びに第百十条の三十九の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

［3・4　略］

第百十条の五十七　［略］

第百十条の五十八　［略］

第百十条の五十九　［略］

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百十条の六十　［略］

2　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第五条の七の規定並びに第百十条の三十九の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第百十条の二十三　［同上］

一　第百十条の二第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第百十条の二十五第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第百十条の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

［二・三　同上］

2　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第五条の七の規定並びに第百十条の六の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

［3・4　同上］

第百十条の二十四　［同上］

第百十条の二十五　［同上］

第百十条の二十六　［同上］

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百十条の二十七　［同上］

2　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第五条の七の規定並びに第百十条の六の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

［3・4　略］

第百十条の六十一　［略］

第百十条の六十一の二　［略］

第百十条の六十二　［略］

（届出事項）

第百十一条　法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十　略］

十の二　法第四条の四第三項の認可を受けた信用協同組合連合会が当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する業務高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

［十一～二十五の二　略］

2　法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～五　略］

六　信用協同組合代理業を再委託した場合（信用協同組合等である信用協同組合代理業再委託者が再委託をした場合に限る。）であって、当該再委託を受けた信用協同組合代理業再受託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

3　法第七条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあっては、銀行等でない信用協同組合電子決済

［3・4　同上］

第百十条の二十八　［同上］

第百十条の二十八の二　［同上］

第百十条の二十九　［同上］

（届出事項）

第百十一条　［同上］

［一～十　同上］

［号を加える。］

［十一～二十五の二　同上］

2　［同上］

［一～五　同上］

［号を加える。］

［項を加える。］